

物部の楯の起源と変遷

はじめに

物部連氏は、日本古代の有力氏族であり、物部守屋が蘇我氏に滅ぼされるまで、大連として強大な勢力を誇っていたことは広く知られている。守屋滅亡後も物部連氏系氏族は政権内で活躍することになるが、物部連氏の長となる系統は、定まっておらず流動的なものであった。しかし、壬申の乱における榎井雄君の活躍や、奈良時代初期の石上麻呂の活躍によって、令制下においては、石上氏と榎井氏が物部連氏系氏族で最も有力な二氏となった。⁽¹⁾

石上氏と榎井氏は、『日本書紀』や『続日本紀』において、楯やホコを立てた記事がみられ、平安時代の諸儀式書などにおいても大嘗祭で楯ホコを立てることと定められていた。本稿では、物部連氏系氏族が立てる楯を物部の楯と呼ぶ。なお、後述するように、天平十四年(七四二)以降、物部の楯にはホコも伴われるようになるが、便宜上このホコも物部の楯の語に含めることとする。⁽²⁾

まず、物部の楯の変遷についての研究史を概観していく。戦前においては、伴造研究の一環として物部の楯を考察した津田左右吉氏の

前野智哉

「上代の部の研究」の第四章「伴造の勢力の変遷」が挙げられる。津田氏は、物部の楯の成立について、文武天皇大嘗祭では榎井氏が大楯を立てた他に、大伴氏が楯杵を立てていることに注目し、さらに孝徳天皇即位儀や持統天皇即位儀の記事も参照して、新たに唐制によって儀礼を莊嚴に行おうとするようになった大化の時から、武臣が武器を執って式場に参列するようになるが、初めのうちはその武臣の家も武器も決まっておらず、後になって一定の習慣が定まったとする。そして、物部については、持統天皇即位儀・文武天皇大嘗祭・聖武天皇大嘗祭では楯のみを立てていたが、天平十四年の元日朝賀でホコも加わるようになったのではないかと考え、神亀と宝亀の間に物部の儀礼に用いる武器に変更があったとした。⁽³⁾

戦後において、最初に取り上げるべき重要な論考は、直木孝次郎氏の「石上と榎井」である。直木氏は、津田氏と同様に、石上・榎井氏が楯のみを立てていたとし、文武天皇大嘗祭の事例や紫香樂宮遷都後には大伴・佐伯氏によって楯ホコが立てられていることに着目し、当初は石上・榎井の二氏が楯ホコを立てることが儀礼として定まっておらず、大伴・佐伯氏もかつてそのような儀礼に関係があったことを示していると指摘する。また、石上麻呂が持統天皇即位儀において大盾

を立てた際に、麻呂が普段は石上を名乗っていたにもかかわらず、この時だけ「物部麿」を名乗ったことに注目し、このことは、楯を立てることが物部の大化以前からの古い伝統であったためであるとしている。^④

この後、橋本義則氏が「朝政・朝儀の展開」において、「大楯杵と宮中儀礼」という節を設け、物部の楯の研究史において重要な指摘を行った。『続日本紀』中で物部の楯が元日に立てられたことが確認できる事例は、全て遷都後という特殊な場合のみであるが、平城宮跡出土の造兵司が衛門府に宛てた移木簡によると、通常の元日にも大楯ホコが立てられていたのだと指摘したのであった。^⑤

次に取り上げるべき重要な論考は、榎村寛之氏の「物部の楯の成立と展開について」である。榎村氏は、前述の橋本氏の指摘も引用しつつ、遷都後の楯が元日に立てられること、さらに『日本書紀』推古天皇十一年（六〇三）十一月是月条に楯と韋が準備されていることを重視して、推古朝に成立した元日朝賀の原型の儀礼に楯が取り入れられるようになったとする。その後、『続日本紀』養老元年（七一七）三月癸卯条で物部宇麻乃が「衛部大華上」であったとされる孝徳朝において、物部と楯が関係を持ちはじめ、持統天皇即位儀に至って物部の楯が現れるとしている。また、物部の楯は、本来朝堂院南門に立てられるものであり、大嘗祭には、元日朝賀と同じく服属儀礼の性格を持ち、朝堂院で行われたため、取り入れられるようになったとする。そして、長岡宮以降、大極殿を中心とした儀礼の位置づけが低下したため、元日朝賀や即位儀から物部の楯が消滅し、大嘗祭でのみに立てられるようになったとしている。^⑥

以上、物部の楯の変遷に関する研究史を概観したが、以下のように問題を設定することができるだろう。

第一に、物部の楯の起源についてである。直木氏は、物部が楯を立てるのは大化以前からの伝統であるとしているが、津田氏や榎村氏は、物部の楯に限らず武器や楯が取り入れられた儀礼自体がいつから始まったかといったことを重視しており、その成立を津田氏は孝徳朝、榎村氏は推古朝であるとしている。そして、榎村氏が「守屋一族の没落後の物部大連氏が宮廷儀礼に関与できたとは考えにくく」としているように、物部守屋が蘇我氏によって滅ぼされ、物部連氏の勢力が低下していた時期に物部の楯が現れたとは考え難いため、物部連氏復権後に物部の楯が成立したとされている。ここで問題なのは、楯を立てる儀礼が果たして推古朝以前、特に守屋が滅ぼされる以前には存在しなかったかという事である。もし存在したのであれば、守屋滅亡以前の大連として勢力を誇っていた時代に物部連氏と楯の結びつきを想定することも可能となる。

第二に、物部の楯の変遷についてである。津田氏や直木氏が述べているように、石上・榎井氏が立てる武器に変化があったことは認めてよいだろう。問題なのは、物部の楯はどのような場合に立てられるのが遡源的な姿であり、その他の場合に立てられるものに派生していったかである。榎村氏は、物部の楯は元日朝賀に立てられるのが遡源的な姿であるとし、そこから即位儀・大嘗祭・遷都後などの物部の楯へと派生したとしている。しかし、即位儀が行われた場合や遷都後ではない元日朝賀において、物部の楯が立てられたという直接的な史料は見当たらず、そもそも通常の元日朝賀で物部の楯が立てられたのかと

いうことについても再検討すべきであろう。その上で、物部の楯は本来どのような場合に立てられるものであったのか考察が必要である。

本稿では、初めに『日本書紀』・『続日本紀』にみられる奈良時代までの事例を整理する。平安時代以降に関しては、先行研究において『儀式』や『延喜踐祚大嘗祭式』以外の史料は十分に検証されてこなかったが、これまで注目されてこなかったその他の史料も掲げ、物部の楯の変遷をたどる。そして、物部の楯がどこまで遡り得るものであるか、起源についての考察も行っていく。

一 奈良時代までにおける物部の楯

『日本書紀』・『続日本紀』にみえる、奈良時代までの物部の楯に関する記事は九例である。それらを列挙すると以下のとおりである。

①『日本書紀』持統天皇四年（六九〇）正月戊寅朔条

四年春正月戊寅朔。物部磨朝臣樹大楯。神祇伯中臣大嶋朝臣讀天神寿詞。畢忌部宿祢色夫知奉_二上神璽劍鏡於皇后_一。皇后即_二天皇位_一。公卿百寮羅列、匝拜而拍_レ手焉。

②『続日本紀』文武天皇二年（六九八）十一月己卯条

己卯。大嘗。直広肆榎井朝臣倭麻呂豎大楯。直広肆大伴宿祢手拍豎_二楯杵_一。（後略）

③『続日本紀』神龜元年（七二四）十一月己卯条

己卯。大嘗。（中略）從五位下石上朝臣勝男、石上朝臣乙麻呂、從六位上石上朝臣諸男、從七位上榎井朝臣大嶋等、率_二内物部_一、立_二神楯於齋宮南北二門_一。

④『続日本紀』天平十四年正月丁未朔条

十四年春正月丁未朔。百官朝賀。為_二大極殿未_レ成、權造_二四阿殿_一、於_レ此受朝焉。石上・榎井兩氏始樹_二大楯楯_一。

⑤『続日本紀』天平十六年（七四四）三月甲戌条

三月甲戌。石上・榎井二氏樹_二大楯楯於難波宮中外門_一。

⑥『続日本紀』天平十七年（七四五）正月己未朔条

十七年春正月己未朔。廢朝。乍遷_二新京_一、伐_レ山開_レ地以造_二宮室_一。垣牆未_レ成、繞以_二帷帳_一。令_二兵部卿從四位上大伴宿祢牛養、衛門督從四位下佐伯宿祢常人樹_二大楯楯_一。〈石上・榎井二氏倉卒不_レ及_二追集_一。故令_二二人為_レ之_一〉（後略）

⑦『続日本紀』天平十七年六月庚子条

是日。樹_二宮門之大楯_一。

⑧『続日本紀』宝龜二年（七七二）十一月癸卯条

癸卯。御_二太政官院_一、行_二大嘗之事_一。（中略）參議從三位式部卿石上朝臣宅嗣、丹波守正五位上石上朝臣息嗣、勅旨少輔從五位上兼春宮員外亮石上朝臣家成、散位從七位上榎井朝臣種人立_二神楯杵_一。（後略）

⑨『続日本紀』延暦四年（七八五）正月丁酉朔条

四年春正月丁酉朔。天皇御_二大極殿_一受_レ朝。其儀如_レ常。石上・榎井二氏、各豎_二楯杵焉_一。始停_二兵衛叫閤之儀_一。

これらの事例は以下のように分類できるだろう。

I 即位儀の事例

即位儀の事例として明らかなのは、①の持統天皇四年の元日に行われた持統天皇即位儀に、物部磨（石上麻呂）が「大楯」を立てたと

いうものである。この史料は、物部の楯全体の初見史料でもある。また、史料上にみられる即位儀に物部の楯が立てられた唯一の確かな事例でもあり、この後の即位儀にも立てられたのかは明らかでない。

しかし、持統天皇即位儀は、中臣による天神寿詞の奏上と忌部による神聖奉上市といった、養老神祇令踐祚条にもみられる要素が含まれている。そのため、持統天皇即位儀の前年に出された飛鳥浄御原令にも養老令と同様の条文があったと考えられ、令制即位儀の始まりと評価されるものである。⁽⁷⁾ 令制即位儀の始まりとされる持統天皇即位儀に物部の楯がみられるのであれば、この後の即位儀にも物部の楯が立てられた可能性は高いだろう。

また、『古語拾遺』には、

日臣命、帥^二来目部^一、衛^二護宮門^一、掌^二其開闔^一。饒速日命、帥^二内物部^一、造^二備矛盾^一。其物既備、天富命、率^二諸齋部^一、捧^二持天璽鏡釵^一、奉^二安正殿^一、并懸^二瓊玉^一、陳^二其幣物^一、殿祭祝詞。

〔其祝詞文在^二於別卷^一。〕次、祭^二宮門^一。〔其祝詞、在^二於別卷^一。〕然後、物部乃立^二矛盾^一。大伴・来目建^レ杖、開^二門令^レ朝^二四方之國^一、以^レ觀^二天位之貴^一。

と、神武天皇即位儀において、物部連氏の祖饒速日命が「矛盾」を立てたとする伝承がみられる。この伝承については、石上・榎井氏は④の天平十四年の恭仁京遷都後に楯を立てる以前の①②③では楯しか立てておらず、石上・榎井氏が楯以外にもホコも立てるようになったのは恭仁京遷都の時からだとし、天平十四年以降の知識で書かれたのであろうと指摘されている。⁽⁸⁾ 天平十四年以降の知識に基づいて書かれたにも関わらず、『古語拾遺』が神武天皇即位儀で物部の楯が立てられ

たとしていることは注意すべきである。奈良時代の即位儀は、神祇令踐祚条の規定どおりに実施され、中臣の寿詞奏上と忌部の神聖奉上市は、奈良時代を通して行われていたと考えられている。⁽⁹⁾ 『古語拾遺』において、神武天皇即位儀に物部の楯が立てられたとされているのは、実際に『古語拾遺』が編纂された大同年間あたりまでは、中臣の寿詞奏上と忌部の神聖奉上市と同じく、即位儀で物部の楯が立てられたためと考えられるのである。

II 大嘗祭の事例

大嘗祭の事例としては、②の文武天皇大嘗祭、③の聖武天皇大嘗祭、⑧の光仁天皇大嘗祭がみられる。

②の文武天皇大嘗祭では、榎井倭麻呂が「大楯」を立て、大伴手拍が「楯杵」を立てており、この時点ではまだ、石上・榎井氏のみが楯とホコを立てるとは定まっていなかったことが分かる。

③の聖武天皇大嘗祭では、史料上はじめて、石上・榎井氏が揃って内物部を率いて「齋宮南北二門」に「神楯」を立てているが、平安時代の規定とは異なり石上氏三名、榎井氏一名となっている。

⑧の光仁天皇大嘗祭でも、聖武天皇大嘗祭と同じ人数の石上氏三名、榎井氏一名で「神楯杵」を立てている。⁽¹⁰⁾

III 遷都後の事例

遷都後の事例としては、④の恭仁京遷都後、⑤の難波宮遷都後、⑥の紫香樂宮遷都後、⑦の平城京遷都後、⑨の長岡京遷都後の五つが挙げられる。

まず、④の恭仁京遷都後に「大楯槍」が立てられた事例であるが、この日は元日であり、また前述のように、この時から楯のみならずホ

コも立てられるようになったとされている。

⑤の難波宮遷都後では、「難波宮中外門」に「大楯櫓」が立てられたとされていることは、具体的な場所が示されており注目すべき点である。

⑥の紫香樂宮遷都後では、この日も④と同じく元日であり、石上・榎井氏が急な遷都のため間に合わず、代わりに大伴・佐伯氏が「大楯櫓」を立てたとされている。ただし、この時には、「石上・榎井二氏倉卒不_レ及_二追集_一。故令_二一人為_レ之_一。」とあるように、楯ホコは石上・榎井氏が立てるものであるとされ、大伴・佐伯氏はあくまで代理であるという認識が確立していたことは注意される。この点、②の文武天皇大嘗祭で、榎井氏と大伴氏が参加したこととは異なっている。

⑦の平城宮遷都後では、石上・榎井氏が楯を立てたとの記述は無いが、他の遷都後の事例からも、物部の楯が立てられた事例として考えてよいだろう。また、ここで「宮門之大楯」とされていることは、大楯が「宮門」に関わるものであることが明らかにされており、注目すべき点である。

⑨の長岡京遷都後もまた元日であり、「梓楯」が立てられたとされている。この事例は、史料上で石上・榎井氏が遷都後に物部の楯を立てたことが確認できる最後の事例である。

なお、遷都後に楯を立てるのは、初見の恭仁京遷都の時を除いては遷都から約一か月後のようなものである（恭仁京遷都の時は、遷都から約一年後に物部の楯が立てられた¹¹⁾）。

以上、『日本書紀』・『続日本紀』の記事より、奈良時代までで物部の楯が立てられた事例をみてきたが、それらは、即位儀（元日の例一

件）・大嘗祭・遷都後（元日の例三件を含む）の三つに分類できるだろう。しかし、前述のように、通常の元日朝賀にも物部の楯が立てられたとの説がある。確かに、確認した奈良時代までに物部の楯が立てられた事例のうち、九例中四例は元日であったのであるが、通常の元日にも物部の楯が立てられることがあったと考えることは可能なのだろうか。それについては、次節で検討する。

また、物部の楯が立てられる場所についてみると、聖武天皇大嘗祭の③では「齋宮南北二門」、難波宮遷都後の⑤では「難波宮中外門」、平城京遷都後の⑦では「宮門」であったとされている。「難波宮中外門」については、直木孝次郎氏の研究がある。直木氏は、平城宮の中壬生門が壬生門の内側にある門、すなわち東区朝堂院の朝集殿院南門であると考えられることから、「難波宮中外門」も外門（朱雀門）の内側にある門で、平安宮の応天門にあたる門としている¹²⁾。一方、宮門は、令制用語としては平安宮の会昌門にあたる朝堂院南門を指す。

榎村寛之氏は、「難波宮中外門」が応天門にあたる門とする直木氏の説を受け、さらに「宮門」を令制用語としての宮門、すなわち会昌門にあたる門と解し、これらは本来一つの門であり、物部の楯は朝堂院南門に立てられるものであったとしている。しかし、後述するように、門の前に楯を立てることは、継体朝前後には既に成立していたと考えられる。継体朝前後の時期に朝堂院があったとは考えられず、後世に朝堂院南門に立てられることもあったかもしれないが、物部の楯（もしくはその原型となるもの）が、成立当初から朝堂院南門に立てられるものであった可能性は低いだろう。

「宮門」という語について確認すると、西本昌弘氏によれば、令制

的都城制が成立する以前には、宮の最外郭の門を「宮門」と称したという⁽¹³⁾。また、『日本書紀』用明天皇元年（五八六）五月条では殯宮の門を「宮門」とした記述がみられるが、この場合、単に宮の門を「宮門」と称したと思われ、「宮門」を直ちに会昌門と解することはできないようである。「難波宮中外門」に関しても、「難波宮中の外門」と読むこともでき、その場合は宮の最外郭の門ということとなるが、直木氏の理解も十分考えられ得る。したがって、⑤の「難波宮中外門」と⑦の「宮門」が、実際にどの門を示しているかを特定することは困難である。

⑤の「難波宮中外門」や⑦の「宮門」がどの門にあたるかは判然としないが、ひとまず物部の楯は、「宮門之大楯」とあることから、宮の門である「宮門」に立てられるものであるとしておきたい。

なお、大嘗祭においては、③より「斎宮南北二門」、すなわち大嘗宮の南北の門に物部の楯が立てられたことが分かるが、これは後述の平安時代の諸儀式書などに書かれている場所と同じである。殯宮の門を「宮門」と称した事例から考えれば、大嘗祭において物部の楯が立てられる大嘗宮南北門も宮の門であり、これも物部の楯が「宮門」に立てられる事例の一種だと考えられる。

二 元日における物部の楯の検討

前節で確認した奈良時代までの事例では、『日本書紀』・『続日本紀』による限り、即位儀・大嘗祭・遷都後といった場合に物部の楯が立てられ、即位儀が行われた場合や遷都後ではない通常の元日朝賀におい

て、物部の楯が立てられた事例はみられなかった。平安時代の諸儀式書などの史料においても、元日朝賀で物部の楯が立てられるといったことはみられない。しかし、通常の元日朝賀においても物部の楯が立てられたとする説がある。

通常の元日朝賀にも物部の楯が立てられたとしたのは、橋本義則氏と榎村寛之氏である。

橋本氏は平城宮跡出土木簡を根拠とし、榎村氏は橋本氏の説を引用しつつ、遷都後の元日に物部の楯が立てられること、さらに『日本書紀』推古天皇十一年十一月是月条に楯と鞞が準備されていることを根拠に、それぞれ通常の元日にも物部の楯が立てられるとした。以下に橋本氏と榎村氏の説を検討していく。

榎村氏は、遷都後における物部の楯のうち、五例中三例が元日に立てられていることに関して、「正月元日が楯とかかわりの深い日だという意識がなければ、わざわざ元日に立てないだろう」とする。しかし、残りの二例は、難波宮遷都後は三月に、平城京遷都後は六月に立てられており、遷都後における物部の楯が、必ずしも元日に立てられるものではないといえる。また、遷都後の物部の楯は、恭仁京遷都時を除き、遷都から約一か月後に立てられている。紫香樂宮遷都は十一月十七日、長岡京遷都は十一月十一日とみられ、これらは遷都自体がそもそも年末に行われているのである。さらに、紫香樂宮遷都後の物部の楯は、元日に立てられているが、この日は廃朝されており、元日朝賀とは無関係に物部の楯が立てられていることが分かる。したがって、通常は元日朝賀に物部の楯を立てないが、元日に近い時期に遷都が行われた場合には、元日を選んで物部の楯を立てているとも考え

られるのである。恭仁京遷都後に關しても、遷都後約一年を経て元日に立てられているが、この場合も何らかの事情で遷都後すぐに立てられなかった物部の楯を、立てることが可能になった後の元日を選んで立てたと考えることができるだろう。

ただし、十二月や正月の別の日ではなく、元日を選んで物部の楯を立てるのは、なんらかの理由があると思われる。第四節で述べるように、古代において楯は、新たな宮が造られた時に必要とされるものであった。遷都後の楯も、新たな宮ができたことにより立てられるものであると考えられるのである。遷都後の元日に物部の楯が立てられた事例のうち、恭仁京遷都後は「為_レ大極殿未_レ成、權造_二四阿殿_一」、紫香樂宮遷都後では「乍遷_二新京_一、伐_レ山開_レ地以造_二宮室_一。垣牆未_レ成、繞以_二帷帳_一」とあり、それぞれ宮が未完成であった状態であることが分かる。元日には、このように宮が未完成な状態であっても、新たな宮が造られた時に必要とされる物部の楯を立てることによって、完成した正式な宮に遷都していることを示そうとしたのではないだろうか。

また、榎村氏は、『日本書紀』推古天皇十一年十一月是月条の以下の記述を重視する。

是月。皇太子請_二于天皇_一、以作_二大楯及鞞_一、(鞞、此云_二由岐_一)。又繪_二于旗幟_一。

榎村氏は、この記事を元日朝賀の原型となる儀礼の整備記事であるとする。しかし、これについては西本昌弘氏により、元日朝賀ではなく推古朝の元日に行われていた射戲の準備の記事であるという批判がある⁽¹⁴⁾。

以上より、榎村氏の説にしたがえば、通常の元日朝賀に物部の楯が立てられたとは考え難い。問題は榎村氏も引用している橋本氏の平城宮跡出土木簡による指摘であろう。

橋本氏は、大嘗祭で立てられる神楯ホコは天皇一代の大嘗祭のたびごとに新しく造られたもので、その他の場合に立てられた大楯ホコは衛門府が管理を担当し、修理を加えつつ代々用いられたものとし、神楯ホコと大楯ホコの性格の相違を指摘する。また、大楯ホコのこのような性格は、平安宮における大嘗祭で朱雀門・応天門・会昌門の大門に立てられた楯ホコに引き継がれたとする。そして、『続日本紀』にみえる恭仁京遷都後・紫香樂宮遷都後・長岡京遷都後の元日に大楯楯(梓)が立てられていることに関して、平城宮南面東門(壬生門)前の二条大路北側溝(SD一二五〇)より出土した以下の木簡に注目する。

・造兵司移衛門府^{大楯并梓事}
以前等物修理已訖宜
・承狀知以今日令運仍具狀以移

天平三年十二月廿日從七位上行大令史葛井連「□足」橋本氏は、この木簡の文書発信の日付からみて、天平四年(七三三)の元日朝賀にむけて、大楯梓の修理が行われたことを示すものと推定し、これらを根拠に少なくとも奈良時代中頃までは毎年の元日朝賀にも大楯ホコが立てられたとする。

橋本氏の説を検討するにあたり、遷都後および大嘗祭で朱雀門・応天門・会昌門の大門に立てられる大楯ホコと、大嘗祭で立てられる神楯ホコの取り扱いについて確認しておきたい⁽¹⁶⁾。

遷都後の大楯ホコについては、難波皇都宣言直前の『続日本紀』天

平十六年二月甲寅条に、

甲寅。運_二恭仁宮高御座并大楯於難波宮_一。又遣_レ使取_二水路_一運_二漕兵庫器械_一。

とあり、恭仁京遷都後に立てられたであろう大楯が難波宮に運ばれているので、再利用されるものであると考えられる。

大嘗祭で朱雀門・応天門・会昌門の大門に立てられる大楯ホコについては、『延喜踐祚大嘗祭式』神楯戟条に、

凡大嘗宮南北門所_レ建神楯四枚、_レ各長一丈二尺四寸、上広三尺九寸、中広四尺七寸、下広四尺四寸五分、厚二寸。_レ戟八竿、_レ各長一丈八尺。_レ左右衛門府九月上旬申_レ官、令_二兵庫寮依_レ様造備_一。

〈楯丹波国楯縫氏造之、戟紀伊国忌部氏造之、祭畢便取_二衛門府_一。〉又朱雀・応天・会昌等門所_レ建大楯六枚、戟十二竿、亦令_二同寮修理_一。

とあり、『延喜兵庫寮式』大門楯条には、

建_二大門_一楯六枚、戟十二竿、若有_二破損_一者、待_二衛門府移_一寮即修理。其料物随_二損多少_一請受。

とあるので、朱雀門・応天門・会昌門の大門に立てられる大楯戟は衛門府の移を受けて兵庫寮が修理することから、代々修理して再利用されたことは明らかである。

一方、大嘗祭の神楯ホコは、『延喜踐祚大嘗祭式』神楯戟条に、左右衛門府が九月上旬に官に申請して、楯は丹波国楯縫氏、戟は紀伊国忌部氏がそれぞれ造るとあり、大嘗祭ごとに新しく製作されていることが分かるのである。

では、橋本氏が注目した木簡は、毎年の元日朝賀に大楯ホコが立て

られたことを示すものなのだろうか。橋本氏は、恭仁京遷都後・紫香楽宮遷都後・長岡京遷都後のそれぞれの事例を元日朝賀で楯が立てられる事例と捉え、元日朝賀の大楯ホコは大嘗祭の大門で立てられる楯と同じく、修理して使われるであろうから、大楯枠を修理した木簡の「文書発信の日付から見て」、この木簡が毎年の元日朝賀に大楯ホコが立てられたことを示すものと解している。

しかし、橋本氏では、大嘗祭の大門の大楯ホコは平安宮に遷ってから立てられるようになったことを前提にしているが、奈良時代に大嘗祭で大門の大楯ホコが立てられなかったという確証は無い。また、即位儀や遷都後という特殊な事情が無い時の元日においては、大楯ホコが立てられたという事例が一例も見当たらず、橋本氏も「文書発信の日付から見て」という根拠しか挙げられていない。むしろ、先に確認した大楯ホコと神楯ホコの取り扱いから、橋本氏が注目した木簡は、大嘗祭において大門に立てられた大楯ホコのものであると考えられる。『延喜踐祚大嘗祭式』神楯戟条や『延喜兵庫寮式』大門楯条には、兵庫寮が衛門府からの移を受けて、大門の大楯戟を修理するとある。兵庫寮は造兵司の後継の官司でもあるので、奈良時代において同様の規定があったとするならば、造兵司が大門の大楯ホコを修理している可能性が高い。橋本氏が注目した木簡では、造兵司が大楯枠を修理し終わり、その管理を担当する衛門府へ運ぶ旨が書かれており、『延喜踐祚大嘗祭式』神楯戟条や『延喜兵庫寮式』大門楯条の規定と一致するのである。これらを踏まえるに、この木簡は、神龜元年の聖武天皇大嘗祭で立てられたであろう大門の大楯枠を修理したものと解すことができ、また、聖武朝には既に大嘗祭の大門の大楯ホコが存在してい

たことを示すものなのである。⁽¹⁸⁾

したがって、橋本氏が注目した木簡が、元日朝賀で立てるための大楯ホコについて記したものである可能性は極めて低く、通常の元日朝賀においては物部の楯が立てられたとは考え難い。よって、奈良時代までにおいて、物部の楯は即位儀・大嘗祭・遷都後においてのみ立てられていたと判断できるのである。

三 平安時代における物部の楯

平安時代になると、即位儀で物部の楯が立てられる事例はみられず、遷都自体も行われなため、石上・榎井氏は大嘗祭においてのみ物部の楯を立てるようになる。即位儀から物部の楯がみられなくなるのは、持統天皇即位儀の際に、物部の楯とともにみられた中臣の天神寿詞奏上と忌部の神璽奉上が平安時代初期には大嘗祭のみでみられるようになることと共通しているだろう。

平安時代の大嘗祭における物部の楯の最も詳細な規定は、『儀式』と『延喜踐祚大嘗祭式』にみられる。

④ 『儀式』卷三 踐祚大嘗祭儀・中

石上・榎井二氏人各二人、(着明服)率内物部卅人、(着紺布衫)立大嘗宮南北門神楯戟。(門別楯二枚、戟四竿、木工寮預設格木於二門左右、其楯戟等物、祭事畢収左右衛門府)訖物部分就左右楯下胡床。(門別物部廿人、左右各十人、五人為列、六尺為間)。

⑤ 『延喜踐祚大嘗祭式』卯日条

石上・榎井二氏各二人、皆朝服率内物部卅人、(著紺布衫)立大嘗宮南北門神楯戟。(門別楯二枚、戟四竿、木工寮預設格木於二門左右、其楯等祭事畢即収左右衛門府)訖即分就左右楯下胡床。(門別内物部廿人、左右各十人、五人為列、六尺為間)。

これらの史料より、大嘗祭卯日の儀式での石上・榎井氏の行動を整理すると、

i 石上・榎井氏のそれぞれ二人(計四人)が、『儀式』では明服、『延喜踐祚大嘗祭式』では朝服を着て、紺布衫を着た内物部四十人を率いる。⁽¹⁹⁾

ii 大嘗宮の南北の門に、門ごとに楯二枚と戟四竿をあらかじめ木工寮が門の左右に設置しておいた格木に設置する。

iii 内物部が、門ごとに二十人ずつに分かれて、門の左右に十人ずつ五人一列間六尺で胡坐につく。

といったようになる。

『儀式』・『延喜踐祚大嘗祭式』以降の史料では、『西宮記』・『北山抄』などの儀式書にも大嘗祭での物部の楯についてみられ、『江記』には鳥羽天皇大嘗祭、『本朝世紀』には近衛天皇大嘗祭において物部の楯が立てられた実例がそれぞれみられる。

⑥ 『西宮記』卷十一 大嘗会事

石上・榎井二氏各一人朝服、率物部卅人、(着紺衣、着胡床)大嘗宮南北門立神楯戟。(二枚戟竿)木工設格木。祭了収左右衛門府。(丹波楯縫氏造、紀伊忌部造之、衛門兵庫令)

造之、⁽²⁾。

① 『北山抄』⁽²⁾ 卷五 大嘗会事

石上・榎井二氏各二人、^(著)朝服⁽²⁾。率⁽²⁾内物部卅人、^(著)紺衣⁽²⁾。立⁽²⁾大嘗宮南北門神楯戟。〈門別楯二枚戟四竿、木工寮預儲⁽²⁾格木於二門左右⁽²⁾。〉

『西宮記』・『北山抄』の記す物部の楯に関する儀式次第は、基本的には『儀式』・『延喜踐祚大嘗祭式』と同じであるが、異なる点としては『西宮記』が内物部の人数を「卅人」としている点である。一方、『北山抄』では、『儀式』や『延喜踐祚大嘗祭式』と同じく、内物部は「卅人」としている。後掲の『江記』天仁元年（一一〇八）鳥羽天皇大嘗会記は、内物部の人数を『西宮記』と同じく「三十人」としており、内物部の人数に変遷があったことが窺われる。ただし、『北山抄』が編纂された時期は、『西宮記』が編纂された時期と『江記』にある天仁元年との間の時期にあたり、実際に一度内物部の人数が「卅人」に戻されたのか、『北山抄』が『延喜踐祚大嘗祭式』の規定どおりに記述しただけなのかは不明である。

② 『江記』天仁元年鳥羽天皇大嘗会記⁽²⁾

石上・榎井二氏各二人、^(着)朝服⁽²⁾。今度依⁽²⁾為⁽²⁾六位⁽²⁾着⁽²⁾小忌⁽²⁾。率⁽²⁾内物部三十人、^(着)紺衣⁽²⁾。大嘗宮南北門立⁽²⁾神楯戟⁽²⁾。〈門別楯二枚、長一丈二尺、戟四竿、長一丈八尺。〉

鳥羽天皇大嘗祭においては、内物部の人数が三十人となっていることは前述のとおりであるが、石上・榎井氏が六位であったために、朝服を着ずに小忌を着たとする点は『延喜踐祚大嘗祭式』や『西宮記』・『北山抄』と異なっている。

③ 『本朝世紀』康治元年（一一四二）十一月十五日条

十五日癸卯。大嘗祭也。平明。神祇官分⁽²⁾幣帛於諸神⁽²⁾。卜⁽²⁾諸司小忌人⁽²⁾。一同⁽²⁾新嘗祭⁽²⁾。諸衛設⁽²⁾大儀⁽²⁾。分衛如⁽²⁾恒⁽²⁾。諸司陳⁽²⁾威儀物⁽²⁾如⁽²⁾元日⁽²⁾。石上・榎井二氏各二人、各着⁽²⁾朝服⁽²⁾率⁽²⁾物部卅人⁽²⁾、大嘗宮南北門立⁽²⁾神楯神粹⁽²⁾。諸事如⁽²⁾式⁽²⁾。（後略）

近衛天皇大嘗祭においては、『西宮記』や鳥羽天皇大嘗祭とは異なり、石上・榎井氏は朝服を着ており、内物部は四十人と、『延喜踐祚大嘗祭式』の規定どおりに実施されている点が注目される。「諸事如⁽²⁾式⁽²⁾」とあるように、この時に一度衰退した儀式を元の形式どおりに行うとする意識があったことが窺われる。

以上より、平安時代を通して衣服や内物部の人数に多少の変更があったと考えられるものの、少なくとも近衛天皇大嘗祭までは物部の楯が立てられていたことが確認できる。

なお、石上・榎井氏が関与しているかは不明であるが、『兵範記』仁安三年（一一六八）十月廿七日条に、

上宣

陰陽寮

扱申、可⁽²⁾被⁽²⁾立⁽²⁾神楯⁽²⁾日時

十一月十九日丙子 時午二点 若申

仁安三年十月廿七日

とあり、同年十一月十九日条には、

今日兵庫寮立⁽²⁾神楯於大嘗宮南北鳥居左右⁽²⁾。兼日勘⁽²⁾定日時⁽²⁾、成⁽²⁾宣旨⁽²⁾、召⁽²⁾渡料材⁽²⁾令⁽²⁾造立⁽²⁾也。主基一同云々。

とみえるので、高倉天皇大嘗祭では、陰陽寮が大嘗宮南北門の神楯を

立てる日時を選び、大嘗祭卯日以前に兵庫寮が神楯を立てていることが分かる。⁽²⁵⁾石上・榎井氏ではなく、兵庫寮が神楯を立てているのは、陰陽寮によって神楯を立てる日が大嘗祭卯日以前に選ばれたことによるものなのか、この頃には石上・榎井氏が神楯には関与しなくなったのか、など様々な理由が考えられるのであるが、ひとまず平安時代の
大嘗祭の神楯の事例として掲げておく。

四 物部の楯の起源と新宮の楯

本節では、前節までの分析をふまえて、物部の楯の起源や性格について考察したい。

第一節でみたように、物部の楯の初見史料は、持統天皇即位儀の際のものであるが、その起源はいつごろまで遡り得るのだろうか。

前述したように、物部の楯は「宮門」に立てられるものであるが、門に楯を立てる儀礼が確認できれば、その時代に物部の楯の起源を求められる可能性も想定できる。門に楯を立てる儀礼について、今城塚古墳から出土した埴輪群は興味深い示唆を与える。⁽²⁶⁾

今城塚古墳は、大阪府高槻市郡家新町所在の前方後円墳で、真の継体天皇陵とされている古墳である。二〇〇一年と二〇〇二年に行われた第五・六次規模確認発掘調査において、北側内堤の張出部で大量の形象埴輪から成る埴輪群（埴輪祭祀区）が見つかった⁽²⁷⁾。この埴輪祭祀区において注目すべきは、門形埴輪の周辺に盾形埴輪が置かれていることである。継体天皇陵である今城塚古墳の埴輪群が、どのような儀礼の再現であるか断言できないが、継体朝前後に王権中枢部に

おいて行われていた儀礼であることは疑いようがない。門に楯を立てる儀礼自体は、少なくとも継体朝前後には存在していたのである。

また、大嘗祭に石上・榎井氏が立てる神楯戟の材質について、『延喜兵庫寮式』大嘗会神楯条には以下のように規定されている。

凡踐祚大嘗会新造神楯
四枚、〈各長一丈二尺
四寸、本闊四尺四寸五分、中闊四尺七寸、末闊三尺九寸、厚二寸。
丹波国楯縫氏造。〉戟
八竿。〈各長一丈八尺。
紀伊国忌部氏造。〉其
料黒牛皮八張、〈各長
八尺、広六尺。〉掃墨
一斗三升六合、〈楯別
二升八合、戟別三合。〉
膠一斤十二両、〈以三二

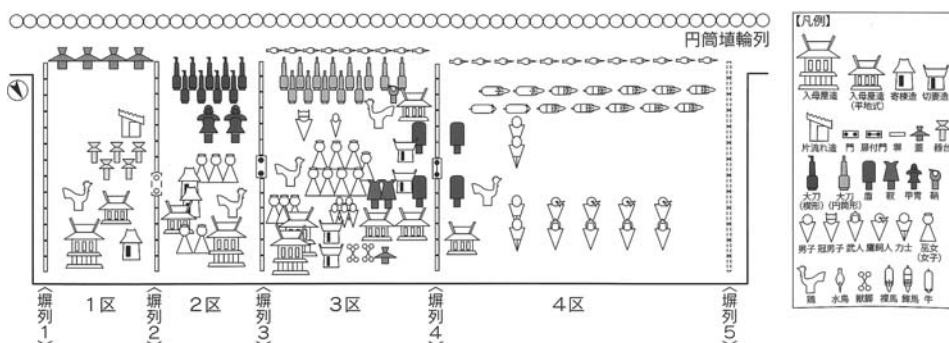


図 今城塚古墳埴輪祭祀区復元図
(高槻市立今城塚古代歴史館『威儀のもの－王権儀礼の威容を示す器財埴輪－』、2017)

兩、和掃墨一升。酒六升八合、(以二升)和掃墨二升。商布四段四尺、(裏料、楯別二丈六尺)糯米六升二合、(著裏料)漆二合。(燒塗料)面金四枚(長各四尺、広五寸、厚一分)料鉄卅九斤十二兩、和炭十二石、工十二人、手力十二人。六寸平釘六十四隻(楯別十六隻)料鉄十六斤、和炭五石、工五人、手力五人。二寸平釘七百八十隻(楯別百九十五隻)料鉄廿四斤六兩、和炭十一石五斗、工十五人、手力十五人。戟鉾八隻料鉄廿六斤八兩、和炭十二石、工廿人、手力十二人。食料一人日米二升、塩二勺、海藻一把、醬滓二合。功錢。(其數隨時)並申官請受。

小林行雄氏は、この規定より、大嘗祭の神楯は「目」字型の木枠に革を張ったものであると復元し、古墳から出土した革楯との関連を想定している⁽³⁰⁾。

青木あかね氏によると、古墳から出土する革楯は、縁周部を一周するような枠は無いが、等間隔の横方向の棧に革が張られ、把手が付いているという。また、大きさは高さ二四〇〜一六〇センチメートル、幅五〇〜七〇センチメートル程度であり、革には刺し縫いの手法により文様が施され、表裏両面に漆が塗布されている。文様は様々であるが、特に綾杉紋・菱形紋・鋸歯紋はほぼ普遍的にみられるという⁽³¹⁾。

今城塚古墳出土の盾形埴輪は、鋸歯紋を持つ革楯を模したものとみられ、継体朝において門に立てられた楯も大嘗祭の神楯と同じく革楯であったと考えられる。また、青木氏が古墳出土の革楯について、「このような革楯を製作する工程の中で中心となる作業は、刺し縫いである。(中略)『延喜式』のなかで盾を製作する氏族が「楯縫氏」と称され、数々ある革楯の製作工程のうちで「縫う」という作業で、盾

の製作が代表されていることも示唆的であろう⁽³²⁾と指摘するように、古墳出土の革楯と大嘗祭の神楯の両者で刺し縫いが重視されているという共通点を見出すことができる。隼人の楯を研究するにあたり古代における楯全般を扱った竹森友子氏は、律令制下の儀仗に分類することができる楯は古墳時代の楯とは同一のものでなく、律令制とともに儀礼を整備する中で創作されたものとしている⁽³⁴⁾。しかし、大嘗宮の門に立てられる神楯に関しては、古墳時代の楯とは異なりかなり大きいもの(神楯は一丈二尺、約三・七メートル)になってはいるものの、古墳時代からの連続性があり、発展していったとみるべきであろう。

継体朝前後には、既に門に楯を立てる儀礼が存在していたとすれば、物部の楯の起源も物部守屋が滅ぼされ、物部連氏の勢力が低下する以前であった可能性も想定できる。『古事記』・『日本書紀』において、継体朝では物部鹿火が大連に就いていたとされており、このような物部連氏が大連として権勢を振るっていた時代にその起源が求められる可能性も十分あり得るのである。

では、物部の楯は、本来どのような場合に立てられるものであったのだろうか。古代において楯が必要とされた状況から考えてみたい。古代における楯の史料は、既に竹森氏が表にまとめている⁽³⁵⁾。竹森氏が整理した史料のうち、『出雲国風土記』楯縫郡条に以下のような伝承がある。

所^三以号^三楯縫^一者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縦横御量、千尋栲^三繼持^一而、百八十結々下而、此天御量持而、所^三造^一天下^一大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命、楯部為而、天下給之。尔時、退下来坐而、大神宮御裝備造始給所、是也。仍至今、楯梓造而、奉^三於

皇神等。故云「楯縫」。

この伝承では、天の下造らしし大神の宮を造るにあたり、天御鳥命を楯部として天より下して、大神の宮の威儀の楯を造ったという。そして、今〔出雲国風土記〕成立時³⁶⁾に至るまで、楯と杵を皇神たちに奉るといふ。注目すべきは、新たな宮を造るにあたり、楯部を任命し、神宮の楯を造らせたという点である。

これについては、遷都の時、すなわち天皇の新たな宮ができた時に物部の楯を立てることと通ずるように思われる。古代には、神や天皇の新たな宮ができた時に、楯が必要とされる慣習があったことが窺われる。

新しく神の宮ができた時に、楯（とホコ）が必要とされたことは、平安時代にもみられる。『日本三代実録』貞観七年（八六五）四月十七日条では、石清水八幡宮が新造されたことに対し、清和天皇が使いを遣わして「楯矛并御鞍」を奉り、その宣命に「新宮構造天波、楯杵及種々神財可奉出」として、楯とホコが新宮への幣帛にすべきものであると認識されていたことが分かる。

また、第二節でみたように、難波皇都宣言直前の『続日本紀』天平十六年二月甲寅条には、遷都に際して高御座や兵庫の器杖と同じく大楯が恭仁宮から運ばれている。皇位の所在を示す重大なものである高御座と同時に大楯が運ばれていることは、それが新宮に必要とされていたことが窺われるのである。

以上より、楯（とホコ）は新たな宮ができた時に重視されるものであることが分かった。したがって、物部の楯は遷都後に立てられるのが本来の形であったのではないかと考えられるのである。井上光貞氏

によれば、令制以前の皇位継承儀礼には遷宮が伴っていたという（歴代遷宮³⁷⁾）。本来、遷宮の時に立てられていた楯が、皇位継承儀礼という共通の性格を持つ即位儀や大嘗祭に立てられるようになっていったのではないだろうか。すなわち、天皇の代替わり毎に遷宮が行われていた時代においては、歴代遷宮に伴って楯が立てられ、令制下においては遷都の場合もその名残として楯が立てられた。即位儀や大嘗祭には、皇位継承儀礼の一環という歴代遷宮と共通した性格を持つものとして、物部の楯が取り入れられたのではないかと考えられるのである。

おわりに

以上、本稿では、物部の楯について、その起源と変遷を考察した。要点を物部の楯の変遷に沿って列挙すると以下ようになる。

- 一、古代において門に楯を立てる儀礼は、少なくとも継体朝前後には成立しており、物部の楯の起源についても物部連氏が大連に就いていた時代に求められる可能性もある。
- 二、古代において、楯（とホコ）は天皇や神の新たな宮が造られた時に必要とされるものであった。
- 三、物部の楯は、天皇の宮や大嘗宮などの宮の門である（令制用語とは異なる）「宮門」に立てられる。
- 四、物部の楯は、本来は歴代遷宮の際に立てられるものであり、令制下の遷都の際にもその名残として立てられ、即位儀・大嘗祭では歴代遷宮と同じく皇位継承儀礼という性格のために立てられるように

なつたと考えられる。

五、奈良時代までにおいて、物部の楯が立てられたのは、即位儀・大嘗祭・遷都後の三つの場合である。

六、平城宮南面東門（壬生門）前の二条大路北側溝（SD二二五〇）より出土した造兵司が衛門府に宛てた移木簡は、元日朝賀において大楯ホコが立てられていたことを示すものではなく、聖武朝において大嘗祭の大門の大楯ホコが存在したことを示すものである。また、特殊な事情が無い通常の元日朝賀においては、物部の楯は立てられなかったとみられる。

七、平安時代においては、物部の楯は大嘗祭のみで立てられた。平安時代を通して衣服や内物部の人数に多少の変更があったと考えられるものの、少なくとも近衛天皇大嘗祭までは物部の楯が確認できる。

石上・榎井氏が大嘗宮の神楯ホコを立てることは、管見の限りでは近衛天皇大嘗祭の後にはみられなかった。しかし、大嘗宮の神楯ホコ自体は、その後も立てられている。室町時代には、『康富記』永享二年（一四三〇）大嘗會記に、後花園天皇大嘗祭で、兵庫寮が大嘗宮南門に神楯枠を立てていることがみられる。大嘗祭は、後土御門天皇の文正元年（一四六六）を最後として戦乱のために中断するのであるが、大嘗宮の門に神楯ホコを立てることは、貞享四年（一六八七）に大嘗祭が復興された後も、江戸時代最後の嘉永元年（一八四八）の孝明天皇大嘗祭までは続いたようである（楯ホコの数は減り、大幅に小さくはなっている）。明治天皇大嘗祭では、楯ホコは楯に代えられたようであるが、『登極令附式』では大嘗宮南北門に神楯戟を立てるこ

とが定められ、令和に至るまで大嘗宮に楯ホコが立てられていることが確認できる。

本稿では、物部の楯の起源と変遷について考察したが、なぜ物部連氏（石上・榎井氏）が楯を立てるのか、なぜ大嘗祭の神楯ホコを造るのは丹波国楯縫氏と紀伊国忌部氏なのか、など論じ残した点は少ない。これらの課題については別稿を期すこととしたい。

注

- (1) 物部氏に関する主な論考には、直木孝次郎「物部連に関する二、三の考察」（三品彰英編『日本書紀研究』第二冊、塙書房、一九六六）、野田嶺志「物部氏に関する基礎的考察―物部氏の成立・展開過程の一試論として―」（『史林』五一―二、一九六八）、篠川賢「物部氏の研究」（雄山閣、二〇〇九）などがある。
- (2) 本稿では、タテ（盾・楯）は楯に統一して表記するが、ホコについては戟・楯・槍・矛といった様々な漢字が使われているためホコと表記する。なお、史料に則した記述の場合は、史料中で使われているとおりの漢字を用いる。
- (3) 津田左右吉「上代の部の研究」（『津田左右吉全集第三卷 日本上代史の研究』、岩波書店、一九六三、初出一九三〇）。
- (4) 直木孝次郎「石上と榎井」（『続日本紀研究』一一―二、一九五四）。
- (5) 橋本義則「朝政・朝儀の展開」（『平安宮成立史の研究』、塙書房、一九九五、初出一九八六）。以下、橋本氏の見解はこの論文による。
- (6) 榎村寛之「物部の楯の成立と展開について」（『律令天皇制祭祀の研究』、塙書房、一九九六、初出一九九〇、初出原題「物部の楯を巡って」）。以下、榎村氏の見解はこの論文による。
- (7) 井上光貞「古代の王権と即位儀礼」（『井上光貞著作集第五卷 古代の日本と東アジア』、岩波書店、一九八六、初出一九八四）。
- (8) 津田左右吉注(3)論文、直木孝次郎注(4)論文。

- (9) 井上光貞注(7)論文、大石良材「大刀契」(『日本王権の成立』、塙書房、一九七五、初出一九七二)。
- (10) 直木氏は、石上氏と榎井氏の人数比が三対一であることに關して、これは氏の勢力関係が影響しており、平安時代には石上氏の勢力が低下したために二対二になったとしている(同氏注(4)論文)。しかし、聖武天皇と光仁天皇の二回の大嘗祭の事例をもって、奈良時代の大嘗祭に参加した二氏の人数が、氏の勢力関係のために三対一であったとみてよいかは疑問である。榎井氏に關しては、聖武天皇大嘗祭では從七位上の榎井大嶋が神桶を立てているが、この時は正五位下の榎井広国が存命であり、光仁天皇大嘗祭でも從七位上の榎井種人が神桶棒を立てているが、この時は從五位上の榎井子祖が存命しており、これら二回の大嘗祭では榎井氏で最も高位の者が物部の桶を立てているわけではない。榎井氏で最も高位の者に何らかの事情があり、これらの大嘗祭の時に限り榎井氏から一人しか出せなかったという可能性も考えられる。
- (11) それぞれの遷都の年月日は『続日本紀』より、恭仁京遷都が天平十二年(七四〇)十二月十五日(天皇移る)、難波宮遷都が天平十六年二月二十六日(難波皇都宣言)、紫香樂宮遷都が天平十六年十一月二十四日(太上天皇移る、天皇が移ったのは難波皇都宣言以前)、平城京遷都が天平十七年五月十一日(天皇移る)、長岡京遷都が延暦三年(七八四)十一月十一日(天皇移る)とみられる。
- (12) 直木孝次郎「平城宮諸門の一考察―壬生門を中心に―」(横田健一先生古稀記念会編『日本書紀研究』第一五冊、塙書房、一九八七)。
- (13) 西本昌弘「藤原宮と平城宮の宮城十二門号の変遷―泉大養小宮門と小子部門―」(『日本古代の王宮と儀礼』、塙書房、二〇〇八)。
- (14) 西本昌弘「元日朝賀の成立と孝徳朝難波宮」(『日本古代の王宮と儀礼』、塙書房、二〇〇八、初出一九九八)。
- (15) 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査木簡概報」一四(一九八一)九頁、『木簡研究』三(一九八二)一頁。木簡学会編『日本古代木簡選』(岩波書店、一九九〇)も参照。
- (16) 橋本氏は、あらゆる場合で立てられた大桶ホコがすべて同一の取り扱いを受けていたとしている。しかし、持統天皇即位儀では物部唐によつて「大盾」、文武天皇即位儀では榎井倭麻呂によつて「大桶」が立てられているが、即位儀や大嘗祭で物部の桶として立てられた大桶の取り扱いについては不明である。本稿では、あくまでも遷都後および大嘗祭で朱雀門・応天門・会昌門の大門で立てられる大桶ホコと、大嘗祭で立てられる神桶ホコに限つてその取扱いを確認した。
- (17) 兵庫寮は、寛平八年(八九六)に左右兵庫・造兵司・鼓吹司が統合されて成立した。
- (18) 平城宮における大嘗宮は、孝謙天皇大嘗祭以外のものは発掘調査によつて明らかにされており、称徳天皇大嘗祭のもののみ中央区朝堂院で遺構が見つかり、元正・聖武・淳仁・光仁・桓武天皇の各大嘗祭のものは東区朝堂院より遺構が見つかっている(岩永省三「大嘗宮移動論―幻想の議政官合議制―」、『古代都城の空間操作と莊嚴』、すいれん舎、二〇一九、初出二〇〇六)。奈良時代の大半の大嘗祭は東区朝堂院で行われており、朱雀門が大嘗宮の直線上に無い場合が多く、朱雀門に大桶ホコが立てられたとは考え難い。しかし、東区朝堂院で行われた聖武天皇大嘗祭に大門の大桶ホコが立てられたとするならば、東区朝堂院で大嘗祭が行われた場合、東区朝堂院の南門―朝集殿院南門―壬生門に大桶ホコが立てられたと考えられる。
- (19) 内物部は、事前に左右衛門府によつて、左右京より二十人ずつ集められる(『延喜踐祚大嘗祭式』物部門部語部条)。
- (20) 新訂増補故実叢書本を用い、写本では、前田家卷子本甲および前田家大永本(冊子本)を確認した(いずれも尊経閣善本影印集成『西宮記』、八木書店、一九九三を用いた)。
- (21) 新訂増補故実叢書本を用い、写本では前田家卷子本甲・乙および前田家永正本(冊子本)を確認し(いずれも尊経閣善本影印集成『北山抄』、八木書店、一九九五を用いた)、写本に基づいて一部の字を改めた。

(22) 『北山抄』は、長和・寛仁(二〇二一)～(二〇二二)の頃成立したとみられている。

(23) 『西宮記』の具体的な成立時期は不明であるが、撰者の源高明は延喜十四年(九一四)に生まれ、天元五年(九八二)に没しているので、十世紀中頃の成立とみられる。

(24) 『続々群書類従』記録部、『神道大系』朝儀祭祀編五・踐祚大嘗祭。

(25) 『兵範記』仁安三年十一月廿二日条には、「次大嘗宮儀。南北門外腋立神桶載。」とあり、同年十月廿七日条および同年十一月十九日条にはみられなかった載も立てられていたことが分かる。

(26) 榎村氏は、桶と祭祀の結びつきが盾形埴輪まで遡ることを既に指摘しているが、榎村氏の論文が執筆された当時は今城塚古墳から埴輪祭祀区がまだ見つかっておらず、盾形埴輪が家形埴輪などと伴出すること、高床式住居の扉の前に桶を置く慣習があったことを指摘するにとどまっている。

(27) 今城塚古墳の北側内堤の張出で見つかった埴輪群については、宮崎康雄「今城塚古墳第5・6次規模確認調査」(高槻市教育委員会『高槻市文化財年報―平成13・14年度―』、二〇〇三)、高槻市立しろあ」と歴史館『発掘された埴輪群と今城塚古墳』(二〇〇四)、高槻市立今城塚古代歴史館『威儀のもの―王権儀礼の威容を示す器材埴輪―』(二〇一七)を参考にした。

(28) 今城塚古墳の埴輪祭祀区については、現時点で発掘調査の正報告書が出ておらず、発掘調査で出土したとおりの詳細な埴輪の配置については不明とせざるを得ない。そのため、今城塚古墳の埴輪祭祀区については、森田克行氏による復元図が用いられることが多いようである。本稿で引用した【図】は、森田氏が作成した復元図(同氏『よみがえる大王墓・今城塚古墳』、新泉社、二〇一一)を高槻市立今城塚古代歴史館が改変したものである。ただし、以前より森田氏は、今城塚古墳の埴輪群は殯宮の儀礼を再現したものであるとしているが、この説に対して、和田萃氏は、殯宮での儀礼が終わってから、桶が今城塚古墳に運ばれてくるので、終了した殯宮での諸儀礼

を再現する必要があるのだろうか」と疑問を呈している(同氏「古代史から見た埴輪群像・再考」、大阪府立近つ飛鳥博物館編『埴輪群像の考古学』、青木書店、二〇〇八)。和田氏の見解は首肯できるものであり、今城塚古墳の埴輪群を殯宮の儀礼とみることはできないと思う。

(29) 革桶は、史料上においては『日本書紀』用明天皇二年(五八七)四月丙午条に「皮桶」としてみられる。

(30) 小林行雄「古代の技術」(塙書房、一九六二)。

(31) 青木あかね「古墳出土革盾の構造とその変遷」(『古文化談叢』四九、二〇〇三)。

(32) 高槻市立しろあ」と歴史館注(27) 図録、高槻市立今城塚古代歴史館注(27) 図録。

(33) 青木あかね注(31) 論文。

(34) 竹森友子「隼人の桶に関する基礎的考察」(『黎明館調査研究報告』二七、二〇一五)。

(35) 竹森友子注(34) 論文。

(36) 『出雲国風土記』の巻末記には「天平五年二月卅日勘造」とあるが、現伝本は再撰本であり、和銅六年(七一三)五月二日の風土記撰進の詔より近い時期の初撰本があったとする説がある。しかし、現伝本『出雲国風土記』が初撰本か再撰本かは定説を得ていないようである。『出雲国風土記』の研究史については、植垣節也「各国風土記の書誌」(新編日本古典文学全集『風土記』、小学館、一九九七の解説)を参照。

(37) 井上光貞注(7) 論文。

(38) 『群書類従』公事部『神道大系』朝儀祭祀編五・踐祚大嘗祭。

(39) 國學院大學博物館所蔵『嘉永元年大嘗会図』(國學院大學博物館『企画展 列島の祈り―祈年祭・新嘗祭・大嘗祭』、二〇一八)。

(40) 『辛未大嘗会雜記』(所功『近代大札関係の基本史料集成』、国書刊行会、二〇一八)。

(関西大学大学院文学研究科・博士課程前期課程)